

【大会実施にあたってのコロナ感染拡大予防ガイドライン】

(一社) 静岡県剣道連盟

- ◇ 8/27 付全剣連ガイドラインを基に、県剣連として以下のように作成しました。
各主催者は、剣道から「感染者」や「クラスター」が発生することのないよう、
周到な準備と万全の運営に努めていただきますようお願いいたします。

1 大会を開催するにあたり

- (1) 主催者は大会開催にあたり、選手ならびに関係者にこの大会ガイドラインの内容を周知徹底すること。*県剣連指定の「実施計画書」を提出する。
- (2) 選手ならびに関係者は、大会ガイドラインを遵守し、安全な大会の運営に協力する。
- (3) 選手・大会関係者および大会観戦者の氏名・連絡先を全て把握する。

2 大会出場および運営にあたり

- (1) 以下に該当する者は出場・参加できない。(※観戦者も同じ協力を求める)
 - ①糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患、透析実施者、免疫抑制剤抗がん剤等を用いる。(※主治医の参加承認者は除く)
 - ②発熱のある者(※原則 37.5℃以上)
 - ③咳・咽頭痛など、風邪症状があり、体調の良くない者
 - ④同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
 - ⑤過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域への渡航又は当該在住者との濃厚接触者。
- (2) 選手ならびに関係者は、大会当日出発前「検温」を実施する。
また、「確認票」(体温・氏名・連絡先を明記したもの)を持参する。
- (3) 選手は、「面マスク(必須)シールド(推奨)」および家庭用マスクを持参、
関係者・観戦者は、家庭用マスクを持参する。

3 入場にあたり

- (1) 着替えして入場する。会場内での更衣は控える(密集回避)
- (2) 主催者は、入場の工夫や、係員を配置したりして行列密集を避ける。
- (3) 選手・関係者「確認票」の提出を義務づける。
- (4) 確認票未提出者の入場は原則認めない。
- (5) 見学者や付添人の試合場への入場は原則認めない。
- (6) 入口にアルコール除菌液を設置し、全ての関係者・観戦者の手指消毒をする。
- (7) 非接触型体温計等により、全ての関係者・観戦者に体温測定する。
*37.5℃以上は原則入場させない。

4 大会会場内での留意事項

- (1) 選手・大会関係者はフィジカル・ディスタンスを常に保つようにする。
*最低 1m 以、できれば 2m 離れる。
- (2) 選手は、試合時は「面マスク」、待機時もマスクを着用する。
審判員・役員はマスクを着用する。
係員は、マスク及びフェースシールドを着用する。
- (3) 選手・関係者は、手洗い・うがい・除菌消毒に努める。
- (4) 主催者は、手洗い・うがいの場所を多く確保し、多くの場所に除菌液を設置する。
- (5) 観戦者もフィジカルディスタンス・マスク着用・うがい・手洗い・除菌に協力する。

5 受付・更衣・観覧席・誘導係

- (1) 選手・大会関係者は受付を行い、確認票(体温、氏名、連絡先)を提出する。
 - *受付は可能な限り広い場所で行う。
 - *密集を避けるため、2 m毎に目印を貼る。
 - * " " 入場制限をする。誘導係を配置する。
- (2) 受付終了者は、指定された場所へ移動して待機する。
 - ①観覧席は密集にならないよう、1席以上空けて使用する。
 - ②女子更衣室は、密集にならないよう人数制限や時間区分する。
- (3) 観覧席・更衣室利用について、施設側の利用措置に従うこと。
- (4) 会場内の人(選手・関係者・観覧者)の移動を想定して、必要と思われる場所に「誘導係」や「整理係」を配置する。

6 竹刀検査

- (1) 選手はマスクを着用、検査員はマスクと手袋(使い捨て)を着用する。
- (2) 検査員と選手等が対面するので、アクリル板等の仕切りを設置する。
- (3) 検査を待つ選手の間隔を空ける。終了後の移動を「一方通行」とする。

7 暫定的な試合・審判の方法

- (1) 新型コロナウイルス感染症が終息するまで、「暫定的な試合・審判法」を感染状況等踏まえながら大会要項に定める。
- (2) 試合時間短縮、延長戦の区切り、休憩等マスク着用による熱中症等の対策を積極的に取り入れる。
- (3) 試合者は「鏝競り合い」を避ける。その状況になった時は、速やかに双方分かれるか引き技を出す。(掛け声は避ける。引き技の発声は認める)
- (4) 審判員は選手が鏝競り合いを解消しない場合は、「分かれ」を宣告する。
- (5) 審判員の試合場への入退場や合議時は、1 m以上の間隔を空けて行う。
- (6) 審判員は試合時もマスクを着用する。また各自の審判旗が望ましい。
- (7) 各試合会場の審判員控席にアルコール除菌液を設置し、手指消毒する。

8 控室・換気・トイレ管理等

- (1) 審判会議室や各控室が密集状態にならないよう注意する。
- (2) 試合場では常に換気に努める。可能であれば送風機を設置する。
 - *会場内や控室内に空気の流れを作る。
- (3) 多くの人が使用する場所や用具を定期的に消毒する。(担当係を設置)特にトイレの出入口には、アルコール除菌液とペーパータオルを設置する。
- (4) 全ての関係者は、食事の空箱や持参した物、ゴミ類の持ち帰りを要する。

9 大会事後報告・その他

- (1) 大会終了後2週間、大会選手・観覧者・関係者のコロナウイルス感染の発生がないかどうかの確認や発生時の連絡方法等がはっきり分かるようにする。
 - *健康確認票・大会要項の記載・大会当日の放送や資料の配布等を利用して徹底する。
- (2) 県剣連指定の「実施報告書」を提出する。